

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成23年度 第4回枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成24年 1月16日（月） 10時 00分から 12時 10分から
開 催 場 所	別館4階 第2委員会室
出 席 者	小野委員、北本委員、竹下委員、谷本委員、中垣委員、 福永委員、松葉委員、宮原委員、宮本委員（50音順）
欠 席 者	田淵委員
案 件 名	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について ・その他
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の年収及び期末手当の算定方法について（府内各市） ・市長の年収及び期末手当の算定方法について（人口類似団体） ・本市特別職の職務について <ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道事業管理者について 2. 病院事業管理者について 3. 教育長について 4. 常勤の監査委員について
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の給料額について 各委員から提出された案に基づき審議した結果、現在の市長の給料額については、決して高額とは言えないという認識については大筋で一致しているが、市財政の今後の見通しが厳しいことや、民間の賃金水準が下降し続けていることなどを踏まえ、市民目線で納得性の高い給料額とする観点から、▲5.26%を基本とした減額改定をすることが適当であることで意見が一致した。 ・市長以外の給料額について 本格的な審議は次回の会議で行う。 ・今後の審議日程について 2月3日（第6回）、2月14日（第7回）の開催を決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公 表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	総務部 職員課

審 議 内 容

○**松葉会長** ただ今から、平成 23 年度第 4 回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は 9 名の委員にご出席いただいております、過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** では、審議に入ってまいりたいと思います。前回までの議論を確認させていただきます。まずは市長の給料額について、最初に審議しましょうということでした。どういった観点から給料額を決定していくかについて、事務局からも資料の提供を受け、各委員のお考えをそれぞれ述べていただきました。前回の会議で皆様にお願ひしたのは、项目的にはほぼ出揃ったので、そのうち、どこに重きを置いて結論を考えるのか、そのあたりについて、皆様でそれぞれのお考えをまとめていただき、それを出し合って方向性についての議論をしていきたいとの考えからお願いしたものです。

では、先に、本日配布されています資料について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、お手元の資料のうち、1、2 ページでございます「市長の年収及び期末手当の算定方法について」についてご説明させていただきます。これは、諮問では期末手当については触れられておりませんでした、期末手当の算定方法によって大きく年収額に変動が生じることから、給料額を検討いただくにあたり、必要な情報と考え、ご提供させていただいたものです。

本来であれば、ある程度の方向性が示されました前回の会議までには配布すべきものでございましたが、ご了承下さいますようお願いいたします。

(「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

- ・ 市長の年収及び期末手当の算定方法について (府内各市)
- ・ 市長の年収及び期末手当の算定方法について (人口類似団体)

○**福永委員** 地域手当について、どういう趣旨で支払われているものなのでしょうか。また、給料については役職に応じた加算というものはないのでしょうか。

○**事務局** 地域手当につきましては、元々は国家公務員に適用されている制度でございますが、地域ごとに、物価や受ける賃金額の較差を調整する趣旨から支給するものです。枚方市の地域手当は 10% で、例えば東京で勤務する国家公務員の場合 18% となっております。

続きまして一般職の給料につきましては、まず給料表というものがございまして、給料表は級で区分されています。枚方市では 8 つの級があり、各職員の職務に応じそれぞれの級に格付けられます。

○**福永委員** 役職に応じた加給はされていないのでしょうか。

○**事務局** 職務に応じ、格付けられる級が異なります。また、他に管理職には管理職手当が支給されます。

○**福永委員** 管理職手当と役職加算は別のもので考えていいのでしょうか。

○**事務局** はい。異なるものです。

○**松葉会長** 級への格付は年齢で行われるのでしょうか。

○**事務局** あくまで、職務に応じて格付けられるものです。例えば一般職であれば 1、2 級、

主任は3級といったように、昇格するにつれて級が上がるものです。

○**松葉会長** では役職加算は発想としてどのように決まっているのでしょうか。

○**事務局** 期末・勤勉手当を支給する際、その職務の困難性や責任を考慮し加算されるものです。

○**松葉会長** それでは、委員の皆さんから今回の会議までにご提出いただきました、それぞれの案につきまして、色々考慮すべき要素から、特に何を根拠としたのかを中心として、ご説明をお伺いしたいと思います。

谷本委員からお願いできますでしょうか。

○**谷本委員** はい。私は1,035,000円から1,047,600円の範囲のどこかで落とすところをつけていただいたらと思いご提案させていただきました。現行額が▲3%ということなのですが、上限をこの額とし、下限の基準は迷いましたが、大阪府内や人口類似団体の平均地を示す資料が過去に示されましたが、人口40万を超えていることから、人口類似団体の平均値を重視し、本来は109万7415円が類似団体の平均値ですが、減額措置を行っている市がありこれを考慮すると103万5,636円となることから、100円未満を切り捨てた1,035,000円を下限として設定させていただきました。

○**北本委員** 特別職の現状の仕事の内容を踏まえた場合、給料を引き下げる必要はないと思っているのですが、自主的に3%の減額をされているので、委員会のこれまでの議論を聞いている中で、その程度は下げてもいいのではないかと考えております。

○**中垣委員** 今までの会議の中でも減額する方向で話が進んでおりまして、私も同様の思いであります。減額するなら根拠が最も重要と思い、色々な要素について考えましたが、部長級の職員の給料が平成16年度以降5.26%下がっており、様々な検討の中でこれだけ下がってきているわけですから、根拠としてはこれを採用し、5.26%程度引き下げた102万3000円を今回ご提案いたしました。

○**宮原委員** 私が一番厳しい意見と思っておりますが、自ら3%減額していることは評価させていただいておりますが、職員の給料が下がり続けている中で、無難なのは3~5%程度だと思います。しかし任期である4年ごとに2千万円以上の退職手当が支給されていることを考えると、私は大きく20~30%の減額という案を示しましたが、できましたら審議会からでなく、市長自らがこうした額を打ち出していただけるのが望ましいと思い、大きな額ではありますが提案させていただきました。

○**小野委員** 私としましては、現行の給料額で据え置きということで提案させていただいております。ただ、職員の皆様の改定率や社会情勢の変化等の短期的なものについては、今も市長の判断で3%を減額する特別措置を行っておりますが、短期的なスパンで反映していくことは必要と考えております。

そこにいたった考え方としては大きく3点あり、私自身は民間企業に働くものとして、まずは業績関係、そして同規模・同業種との給与水準の比較、最後に企業でいうとトップ、いわゆるリーダーの給料額を決めるわけですからそこで働く者との比較を重視しました。

市政については比較的良質な中で運用をされておられると私自身は判断しています。

同規模・同業種との給与水準の比較ということで、人口類似団体との比較で見ますと、

大体中ほど、中核市や特例でも中程度と、この件につきましても減額改定の必要は見出せないと思っています。

あと職員給与との比較について、短期的に変動するもので一概には比較できるものではないのですが、現在3%の減額措置を実施していることや、業務の質の違いを踏まえると、それほど重要視するものではないと思っています。ただ、公選職ですので、市民の目線は十分に認識する必要があります。

しかし、40万をこえる市民のリーダーとして重責を担っているということ、公選職ですので、今後どなたがなられても、安心して市政に専念いただける水準を確保する必要があると考えていることから、現在の額が妥当と考えます。ただ、市民目線から諸情勢の変化については適宜取り入れていく必要があるということでまとめさせていただきました。

○**福永委員** 私は、事務局から提供された様々な要素ごとに考えられる方向性について、これを参考に私が考える方向性について示させていただきました。

まず、市長としての職務・職責についてはよくやってらっしゃると思うのですが、市の顔であり市の代表ですから、さらにながらばってほしいと思っています。しかし、その他の要素、例えば職員の給料額が下がってきている中で、市長の給料を上げるということは考えがたく、横ばいか市長が自ら3%程度を返上しているのです、その程度の額を維持すべきと思っています。

また、事務局から出ています、方向性ですが、府下各市との比較に関して、事務局では横ばいとなっていますが、府下各市で見た場合、枚方市長の給料はかなり高水準であるため、私は減額の方向だと思えます。その他については事務局と同じ方向性となっております。

結論として、トータルで考えた場合、減額後の額を維持することといたしました。

○**松葉会長** 結論としては1,047,600円ということですね。

○**竹下委員** 将来の財政状況などを考えますと、引き上げという考えにはなかなかいたらないと思います。しかし、現在の枚方市の財政状況や、周辺の同規模都市との比較などから考えた場合、ことさら引き下げる必要はないのではないかと考えております。

ただ、他市ということではいいますと、現在ホームページ上で公開されている特別職報酬等審議会の経緯を見ても、概ね同じような考え方で減額措置を実施されていますが、やはりこれは市長としての心意気だと思います。そうしたことからこの減額措置は続行していただきたいと思っています。

それと、先ほど宮原委員から退職金を踏まえた大幅な減額というご提案がありました。これは切り離して考えるべきで、退職金が多すぎるということなら、退職金の規定を見直す形のほうが私はよいと思います。

○**宮本委員** まず、市長が現在3%減額されている根拠がわからないのですが、ご自身の意志でということでしょうかから、これを規定化するというところから、部下である職員の皆さんの給料がここ数年で平均5.26%下がっているということからすれば、民間の長であれば部下以上に自分の給料を下げないと、人はついてこないと思います。

そういう意味で私は3%から5.51%の引き下げが妥当でないかと考えました。

○**松葉会長** 本日お見えの委員の皆様からは全員ご意見を頂戴しましたので、私のご意見を申し上げます。結論を申し上げますと私の感覚としては、まず前提として3%の返上とはいったい何なのだろうかということで、長年3%返上が続いており、審議会で金額の妥当性について議論がないままに10年以上続いているということは、評価に関してさらされることなく来てしまっているということであると思います。政治的なポジションとして自主的に返上すること、もちろん返上自体を否定するわけではないが、ルールとしてはまず妥当な金額が議論され、それに加えてさらに政治身上として減額を実施するものなので、減額については別の議論と考えるべきものと思います。私としては、3%返上という状態が長期間続いていることは市民の方ももう誰も意識していないのではという状態でもあり、望ましくないとは思いますが、ここでは減額ではなく、本来の額について検討した場合、実態として長年3%減額した額の支給を受けている、この額が定着していることを考えると、この3%減額後の額をスタートとして考えざるを得ないと思います。

その問題として、中核市の問題や市長の職責など、増額の要素はありますが、いま公務員に対して風当たりの強い時代であり、風当たりだけを意識する必要はないのですが、仕事は今までと同じようにがんばっていても収入が減る時代というものが、社会一般で現実に起こってしまっていると。職員も5.26%、現実に減っております。こういうことを踏まえると、いくら仕事が大変であるとか、ますます責任が重くなるということであっても、こういった社会状況の中で、納税者の痛みを分かち合うこととなるのは、一定仕方ないのかと思います。そうすると3%から、さらに1%が適性なのか、2%なのか・・・ここについては、考えましたがなかなか結論にはいたりませんでした。こうしたことから、3~4%の減額改定とさせていただきます。これは、一委員としての私の考えです。

そこで、進め方ですが、増額というご意見はありませんでした。これについては、本審議会の一致した意見として確認しておきたいと思います。

現行でよいというご意見、3%の減額というご意見、3%を超えさらに減額というご意見、このあたりかと思うのですが、まず、現行というご意見の方が2名いらっしゃいました。そのうち竹下委員は現行としながらも3%の自主返上は継続すべきとのご意見でしたが、3%の減額改定とすることとの違いについて、どうお考えでしょうか。

○**竹下委員** 各市長のデータを見ましても、多くの市が減額措置をとられています。我々が減額改定という答申をした場合、枚方市は減額措置を実施しないことも考えられます。他市は減額しているのになぜ枚方市は減額しないのかという市民からの意見が起り、その結果として減額措置を実施した場合、どんどん支給額が減ることとなります。やはり政治的なパフォーマンスも含み、自主的なご判断で減額ができる要素を踏まえないと、という思いがあります。財政状況が著しく悪化しているような状況であれば、規定される額を引き下げる必要も出てくるとは思うのですが、現時点ではそのような必要もないことから、額は引き下げずに自主返上を続けていただきたいと思います。

○**松葉会長** 小野委員も同様の趣旨のご意見ということでよろしいでしょうか。

○**小野委員** 他の市では、大きなパーセンテージの減額を行っている市はありますが、それらの多くは選挙公約で掲げているもので、やはり短期的な部分は自主返上などの措置とし

て、本来の額は公選職として任期ごとぐらいで審議会の開催も含め考えればよいと思いますが、現状の額は妥当だと思っています。

○**松葉会長** 審議会の意見として、3%の減額措置についての意見はありません。本来の給料額について問われているわけで、現状の3%の返上を前提とした答申というのは、私としては疑問があるところかと思っています。

○**竹下委員** 難しいところで、減額の率の妥当なラインを図るのは難しいところはありません。

○**松葉会長** 答申として、金額を出さなければならない以上、パーセントの世界になると客観的な基準から妥当な線を出すのは難しい。谷本委員の案などは、ひとつの根拠を示されていると思います。いくつか数字はありますが、例えば職員のこの間の減額率など、何らかの数字を根拠として選択せざるを得ないとは思いますが。

3%をどう扱うのかについて、もう少し皆さんのご意見をいただきたいのですが。

○**宮本委員** 3%には何の根拠もありませんね。

○**竹下委員** 現実3%減額しているのだからそれに倣うという考え方は、例えば50%減額しているような市が今の本市と同じような形で本来額を決めるとなった場合、50%減額した額を基準に議論をするのか、ということになります。これはおかしいと思います。

○**福永委員** むしろ、市の職員の減額率を参考にして下げたほうが、根拠として説得力があると思います。私も案としては3%の減額としておりましたが、皆さんの意見から考えると、何で3%であるかについては根拠とならない。客観的な根拠を言うなら市の職員の減額率である5.26%となると思います。これが上がれば、また見直せばよいと思います。108万円の根拠から考えると、基礎部分から調べ、考えねばならず、この審議会では不可能です。時間的な制約の中で考えるなら、どこを根拠とした減額率とするのかを考えるべきだと思います。

○**松葉会長** 仰るように、数字そのものを客観的に定めるといったことは難しい問題で、企業のように利益に応じて人件費を割り出すような性質ではありません。自治体の特殊性として、運営は税金で成り立っているわけですから、税金をどう有効に使うことが市民にとって一番よいのかといったことから考えると、特別職の給料について、財政赤字だから0でよいのか、といったことではなく、やはりがんばってもらうために適正な額とする視点もなくはないと思います。それでも、では適性額といったものはなかなかわかるものではなく、全体のバランス等から現在の額を基準に考えざるを得ない部分もあると思います。そういうわけで、ここでは現行をベースに社会状況や様々な要素を勘案して、どの程度上げるか下げるか維持とするのかということ議論のスタートにすることだと思っています。そこから考えると、3%の減額後の額が議論のスタートだと私としては思うのですが。

○**宮原委員** 3%というのは、今の市長が就任される前から継続されているもので、その間の状況の変化は特に考慮されてこなかったというのが実態だと思います。それを踏まえた場合、その間、職員の給料が5.26%下がっているわけですから、基準を考えるなら職員の下がった数値を基本に考えざるを得ないのかなと思います。

○竹下委員 5.26%職員の給料が下がっているから、市長も・・・というのは数字を取り扱っている者として、例えば5年前の水準が高すぎたから職員は給料が下がっているといった可能性もあり、比較対象となる5年前の数値の妥当性も考慮しなければならないものであり、単にこっちが下がっているからこっちも同率で下げるというのもおかしな話です。

また、枚方市長の給料額は人口類似団体40都市の中で23位、期末手当を含めた場合7位に上がることとなっています。このことから考えても給料月額の本体部分については下げる必要はないと思います。それよりも例えば退職手当であるとか、期末手当、また市長が地域手当をもらう必要があるのかといったことについても疑問を感じており、このあたりのほうが疑問に感じる人が多いと思います。

○松葉会長 確かに、私も最初から気にはなっております、審議会で給料を審議することとなっているので、聞かれてもいないことを審議するのはどうかという問題はありますが、給料以外の期末手当などのその他の問題は当然ながらすべてつながっているのです、そのうち給料だけを決めるとするのは、微妙な部分もあるとは思いますが。

ただ、私としては時間的な問題も含め、給与制度のすべてについて議論をするなら、数回の会議では不可能であり、これは当初から悩む部分で、正直、妥協しているところも多分にあります。

あるとすれば、今回は給料額についての答申とはなりますが、当然連動するこれらの問題についても、今後検討してくださいとか、述べていく方法もあるかとは思いますが。

○福永委員 抜本的な議論は、やはりできないですね。市の職員の給料体系を考え、そのうちの上級職はどうであるかといった発展の考え方でいけば、ある程度はそのときの考え方というものを構築できて、後に振り返った場合もひとつの基準となると思うのですが、時間的な制約でそれができないなら、ある程度は現在の額を基本に考えざるを得ないと思います。

○松葉会長 市長以外の特別職の給料額を決めないといけないことや、それとは別に答申書の内容を確認するための会議についても1回は設けないといけないことなど、今後のスケジュールを考えるとかなり厳しいものがあり、できれば本日の会議で市長の給料額は決めればと思います。私としては、今の社会状況、やはり税金を払っている市民の感覚から、努力してもなかなか所得が伸びないことや、失業者の増加、企業の倒産など、トータルとして、市長の職責が軽いとは決して思っていないし、現在の市長の給料額が高いとは、私個人の意見としては思っておりません。しかし、こういった状況の中で一定の減額改定は行うべきでないか、今回から公募による市民委員の方も審議会に加わった中で、減額という方向性を出すことが現実的には期待されているのではないかと考えています。ただ、闇雲に基準もなしに引き下げるというのもおかしな話で、そうすると、3%は根拠としては乏しいが事実上はここをスタート地点として、ひとつの案としては職員が減額された5.26%の引き下げを考慮するといったところのその間のどこかとなるのか、そのほかの根拠を採用するのか、私としてはそのあたりでまとめることができたらと思っているのですが。

できるだけ全員一致で決めたいと思っていますので、このあたりで議論がいただけたら皆さんの意見を集約したいと思っています。

○小野委員 私は、提案では現状維持としていますが、働く皆さんの感情も含めしっかりと反映すべきポジションにおられる方だと思いますので、削減していくという方向に異論があるわけではございません。

○谷本委員 私も本当に迷ったのですが、大阪府で平均 11.1%減額されているし、人口類似団体では、いわき市などは 34%も削っておられる。かなりのバリエーションがある中で、迷った結果、人口類似団体の平均値に着目したわけですが、先ほどのご意見のように、職員の皆さんの給料が 5.26%下がっていることであれば、市長もこれに準じることが一番理解を得やすいのではないかと思います。

○福永委員 この 5.26%というのは、勧告を受けてこの額となったということなのでしょう。であれば、日本の公務員の中で、本市職員の給料水準が相当高いということでしょうか。いった勧告があったということでしょうか。

○松葉会長 人事院勧告は直接地方自治体に対して行われるものではありません。このあたりの詳しい構造について、事務局から説明してください。

○事務局 はい。人事院勧告と本市職員の給料の関係性につきましてご説明いたします。人事院勧告は国家公務員の給料について、内閣等に勧告がされるものですが、これは事業規模が 50 人以上の企業につきまして、毎年、民間企業の給与実態調査というのが人事院で実施されます。

この結果の給与額と国家公務員の給与額を比較しまして、格差が生じた場合、例えば 200 円、国家公務員の給与が高かったということでありましたら、国家公務員の給与を 200 円引き下げるよう勧告されるものです。枚方市は基本的に国に準じた給料表を使用しており、また、本市では平成 18 年度の給与構造見直しを含み、一貫して人事院勧告に準拠した給与改定を行っております。

○竹下委員 もしも、人事院勧告に準じた結果である 5.26%の減額を市長の給料に適用した場合、今後、市長の給料も人事院勧告にそった形で毎年見直しをしていくという形になるわけですね。

○松葉会長 いや、変える場合の今回の基準として、職員の減額率を使用するわけですから、基本的には手続きも別ではないでしょうか。

○竹下委員 しかし、例えば 5 年後に諮問があり、もしも同じメンバーで審議すれば、同じような考えになってしまいますよね。

○宮本委員 社会情勢や近隣市が同じ条件ならそういうことになるでしょう。

○松葉会長 しかし、例えば中核市に移行して、市長の職責が非常に重くなった場合に、仮に人事院勧告でマイナス改定が続いていたとしても、市長の給料については引き下げないという選択肢はあると思います。市長の給料額が人事院勧告と連動する必要はないと思います。ただ、給料額を決定する際の有力な要素ではあると思います。

○中垣委員 職員の給料と言うのは、人事院勧告等いろいろな面を考慮された結果でありますし、他の要素で説得力のある数値がなかなかないのでは、という思いからも、これを指標として採用することが妥当であると思います。

○竹下委員 3%の減額はいつからされているのでしょうか、また、当初に市長が 3%の減

額をされた理由は何でしょうか。

○**事務局** 3%の減額は平成17年度から実施しており、これは、当時の本市の財政状況から判断されたものです。

○**竹下委員** 平成16年度からの減額率としているのはどういうことなのでしょう。

○**事務局** 今回のマイナス5.26%といいますのは、前回、本市特別職報酬等審議会で当時の市長の給料額につきまして、妥当であるため据え置くとの答申をいただきましたのが平成16年ですので、それ以降としたものです。

○**竹下委員** 例えば5%としても、5万4千円落ち、102万6千円となります。これは和歌山市長の額を下回ることとなります。和歌山は、40市の内37位です。どこを基準とするかは難しいのですが、疑問はあります。

○**松葉会長** 枚方市の財政的な話ですと、枚方市の収入は一部の大きな企業に支えられたものではなく、ベットタウン的な要素が強いものと思います。したがって急激な変化はないのですが、逆に社会全体の景気にじわじわと影響されるものと考えられます。

そろそろ、決めてまいりたいのですが、例えば間を取って4%ということなら、その4%という数値自体に根拠がありません。根拠ということで考えると、平成16年度の答申では適当な額としたけれども、それ以降の厳しい状況から職員の給料は5.26%下がっている。そこからの政治判断をされるかは市長が判断をされるとして、これなら実質2.26%の減額をするわけですから、このあたりかなとは思いますが。

○**北本委員** 私は、基本的には減額に賛成ではないのですが、どうしても減額の方で考えるなら3%程度がいいと思うのですが。

○**福永委員** 私も当初は3%程度と考えていましたが、これは自主的に判断されてきた率であるわけですから、もう少し踏み込んで、一般職の職員の減額率を適用した方がいいのではないかと思います。

○**小野委員** もともと据え置きでということを出させていただいたのは、同業種・同規模ということを重視したからなのですが、谷本委員がおっしゃられた人口類似団体の平均値なら、同業種・同規模ということ踏まえたことになるのでは、と思っています。

○**中垣委員** 私は5.26%が根拠として一番わかりやすくよいと思います。

○**谷本委員** 私も、変更するとすれば現状の給料額が上限で、減額をするのであれば5.26%の減額でよいと思います。

○**竹下委員** 考え方は変わらないのですが、減額ということなら3%あたりになるのではと思います。5.26%という労務対価のものとは私は異質なものと考えております。ですので、要素がたくさんあると思いますが、その中からどこを強調するかということだと思います。たとえば市民感情を重視したら大きな減額となると思います。しかし、今後の市長を考えると、優秀な方が必ずしも高額を要求されるとは思いませんが、なかなか難しい面もあるのではと思います。5.26%となるとかなり低い金額となり、そこまで落とす必要があるのかというのが正直な気持ちです。

○**宮本委員** 様々な要素はあるのですが、絶対的な事実としては、部下である市の職員の給料が下がっているということ、これは根拠になると思います。

○宮原委員 私も基準や根拠がなかなか具体的にない中、より現実的な数値として職員の給料の減額率を踏まえた額を根拠として出さざるを得ないと考えています。

○松葉会長 まだ意見はまとまっていませんが、皆さんのご意見をお聞きして、私としては5.26%という数値については、大きいといわれれば大きい減額かもしれませんが、先ほど申し上げたような趣旨から考えると、この割合の引き下げを基本とした額を審議会から答申する額としたいと思っています。皆さんの一致した意見ではないことは承知しているのですが、大方の意見を集約し考えた場合、このあたりが適当と思われるのですがいかがでしょうか。

皆さんがご了承いただけるのであれば決を取ることなく、これを結論としたいのですが、皆さん、よろしいでしょうか。

○委員一同 (異議なし)

○松葉会長 今申し上げたように、市長の給料額については5.26%という市職員の減額率を基本とした額で答申するということとさせていただきます。

ありがとうございました。

では、その他の特別職の給料額を決めていきたいと思えます。

上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、常勤の監査委員についての資料が配られています。こちらについて、事務局から説明願いますか。

○事務局 (「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

・本市特別職の職務について

1. 上下水道事業管理者について

2. 病院事業管理者について

3. 教育長について

4. 常勤の監査委員について

○松葉会長 前提として、これまでその他の特別職の給料をどのように決めてきたかについて、事務局に調べてもらったと思いますが、どうでしたか。

○事務局 過去の答申が行われた際の議論について調べたのですが、なかなか具体的な部分は見出せなく、基本的には市長の改定率にあわせて改定してきたというのが現状でございます。

○松葉会長 それぞれの事業の状況を考えられるとか、個別の議論があってもおかしくはないとは思いますが。最近は特にされてなかったということですね。

○福永委員 前回の会議では、それぞれの資格という質問もあったと思います。

○事務局 はい。特にその職になるために一定の資格要件があるといったようなことはございません。

○北本委員 教育委員会に非正規職員が多いのはどうしてなのか。

○事務局 資料の組織の欄をご覧くださいてもわかりますとおり、教育委員会は市内各地に学校や図書館、留守家庭児童会室など多くの施設がございまして、それぞれで様々な職種の職員が勤務していることから、このような数値となっているものです。

○福永委員 実際に毎日、どのような仕事をされているのかを知りたいので、例えば、これ

らの方々のスケジュールのようなものを教えていただくことは可能でしょうか。

○事務局 次回にはご用意いたします。

○竹下委員 特別職については市長が任命するということによろしいのですね。

○事務局 教育長は市長が任命した教育委員会委員から、教育委員会が任命します。

○竹下委員 労務対価に対する考え方を取り入れたほうがよいのでしょうか。といいますのは、各事業管理者と教育長はそれぞれ異なる職務であるにも係らず、同じ給料というのは、役務の対価としての評価はないと考えたほうがよいということなのではないでしょうか。また、常勤の監査委員だけが少額に設定されているのはどういった意味なのでしょう。

○事務局 対価としては、ただいまご審議いただきました市長の給料額と一定は同様のものとして、ただし市長は公選職ですので、市長よりはその割合は少し高いのでは・・と思います。

また、常勤の監査委員の給料につきましても、過去の経過から本市としてはこのぐらいの基準が妥当と判断されてきたとしか言えないと思います。

○谷本委員 11月11日の資料で、府下各市の事業管理者の給料額の一覧がありますが、上下水道事業管理者や病院事業管理者の給料額が空欄となっている市がありました。これらの市では事業管理者がいらっしゃらないということなのではないでしょうか。また、そうならどういった事情でそのようになっているのでしょうか。

○事務局 事業管理者については地方公営企業法の全部を適用している事業について設置されるもので、病院事業については、市立の病院が設置されている市が限定されている上、それらのうち、法を全部適用される病院事業がある市というのが資料にある市のみということです。水道事業に関しましては、次回までにお調べいたします。

○松葉会長 公営企業とするかは市が判断するのですね。

○事務局 法の定めにより、事業によっておこななければならないものと、任意でおくことができるものがあります。例えば本市における病院事業なら、以前は一部適用といたしまして、事業会計のみ独立していたのですが、平成16年4月から全部適用となり、事業管理者が置かれました。

○宮原委員 市長が自分で判断をされて3%の減額を実施していたと聞いていますが、そうなったとき、他の特別職も自動的に3%の減額となるのでしょうか。どういうことで一律3%となったのでしょうか。

○事務局 結果として、当時の判断でそうなったということです。

○松葉会長 それは他の市でもそうなのではないでしょうか。

○事務局 例えば、市長が6%で副市長が3%の減額であるとか、割合は市によって様々ですが、市長が減額をすればその他の職も減額されることが一般的には多いようです。

○竹下委員 役務の対価的な考え方のほうが、いいのではないのでしょうか。そうしたときは、例えば同等レベルの方の給料額との比較も考慮すべきとは思いますが。

○松葉会長 それでは時間も押してきましたので、今日の議論としては、このあたりまでとしまして、次回の会議ではこの件をメインに議論していきたいと思っております。

今後のスケジュールをここで皆さんにおはかりしたいと思います。

特別職の給料以外に、退職手当や答申書の文言について議論をしていかなければなりませんので、2月のスケジュールも決めておかなければなりません。事前に事務局でアンケートをとった結果、2月3日、14日、17日の午前中が多くの方が来られるとのこと。次回は1月の23日で既に決定しておりますが、次々回は2月の3日、その次に14日とさせていただきますと思います。

14日に答申なら、当初の予定通り3月の議会に間に合うということによろしいのでしょうか。

- 事務局 14日に答申いただきますと、当初の予定どおり3月議会に対応いたします。
- 松葉会長 退職手当についてもやっていかなければならないのですが、特別職の給料額が決定しましたら並行して議論していきたいとは思いますが、とりあえずはこれを目標にしていきたいと思います。
- 福永委員 次回の用意していただく資料として、各業務について優先順位をつけていただけたらと思います。
- 事務局 わかりました。
- 松葉会長 次回は1月23日に開催いたします。これで第4回特別職報酬等審議会を閉会とさせていただきます。皆さんありがとうございました。